

奥州市市民活動総合補償制度のご案内

市民活動総合補償制度とは

この制度は、地区振興会や自治会、市民活動団体等が安心して市民活動を行うことができるよう、活動中のケガ等に対し補償を行うものです。

申し込みや登録など事前の手続きは不要です。

保険料は市で負担します。



市民活動総合補償制度の対象団体と活動

「市内に活動拠点を置き、その構成員に市民が含まれる市民活動団体」による、「非営利・自主的・継続的・公益性」のある活動が対象となります。

有償ボランティアや委託業務・単発的・特定の個人や団体のための活動は対象にはなりません。

また、認可地縁団体以外の法人による市民活動は対象にはなりません。

※市外からの参加者も対象となる場合があります。

・対象となる団体（例）

地区振興会、自治会・町内会、交通安全母の会、食生活改善推進協議会、献血推進協議会、子ども会、教育振興会、読み聞かせボランティア団体、体育協会、芸術文化協会、公衆衛生組合、国際交流団体等

・対象となる活動（例）

地域社会活動	・自治会、町内会等の活動 ・交通安全運動	・地域防犯、防火、防災活動 ・花いっぱい運動
地域福祉・社会奉仕活動	・雪かきボランティア ・子どもの見守り活動	・敬老会でのボランティア活動
保健衛生活動	・食生活改善活動	・献血奨励活動
環境保全活動	・資源回収、リサイクル活動	・河川、用水路等の清掃活動
教育・文化・スポーツ活動	・教育振興活動 ・子ども会活動 ・地区民運動会	・伝統文化の継承、振興活動 ・読み聞かせボランティア ・地区対抗スポーツ大会
国際交流活動	・地域に居住する外国人との交流活動	・通訳ボランティア
その他	・消費者保護活動	・人権啓発活動

市民活動総合補償制度の対象とならない活動

・対象とならない活動（例）

賠償責任補償 傷害補償 共 通	・ 故意又は法令違反によるもの ・ 地震や津波などの天災によるもの ・ 国外での活動 ・ 宗教・政治・営利を目的とした活動 ・ 趣味・懇親を目的とした活動 ・ 保育所や学校の行事 ・ 競技レベルの向上を目的として開催されるスポーツ活動 ・ 避難者救助、害獣駆除等の危険度の高い活動
賠償責任補償	・ 交通事故などの車両によるもの ・ 親族などに対するもの ・ 現金、証券、宝石、美術品等
傷害補償	・ 公務災害・労働災害の適用を受けるもの ・ 疾病、脳疾患、心疾患等の持病によるもの

補償内容

・賠償責任補償

市民活動中に第三者に怪我をさせたり、物を壊したりした場合

賠償の種類	支給事由	支払限度額（免責金額 0 円）
施設賠償	活動者の過失により賠償責任が生じた場合 例）かけ看板が倒れ、行事参加者が下敷きになりケガをした	対人： 1 人 1 億円 1 事故 5 億円 対物： 1 事故 2,000万円
生産物賠償	製造・販売・提供したものにより賠償責任が生じた場合 例）行事でつくった食品の保管状況が悪く食中毒になった	対人： 1 人 1 億円 1 事故 5 億円 期間中 5 億円 対物： 1 事故 2,000万円 期間中 2,000万円
受託者賠償	一時的に保管・管理している物を滅失・き損・汚損した場合 例）地区祭のため借りてきた放送機材を落とし壊してしまった。	1 事故 500万円 期間中 500万円

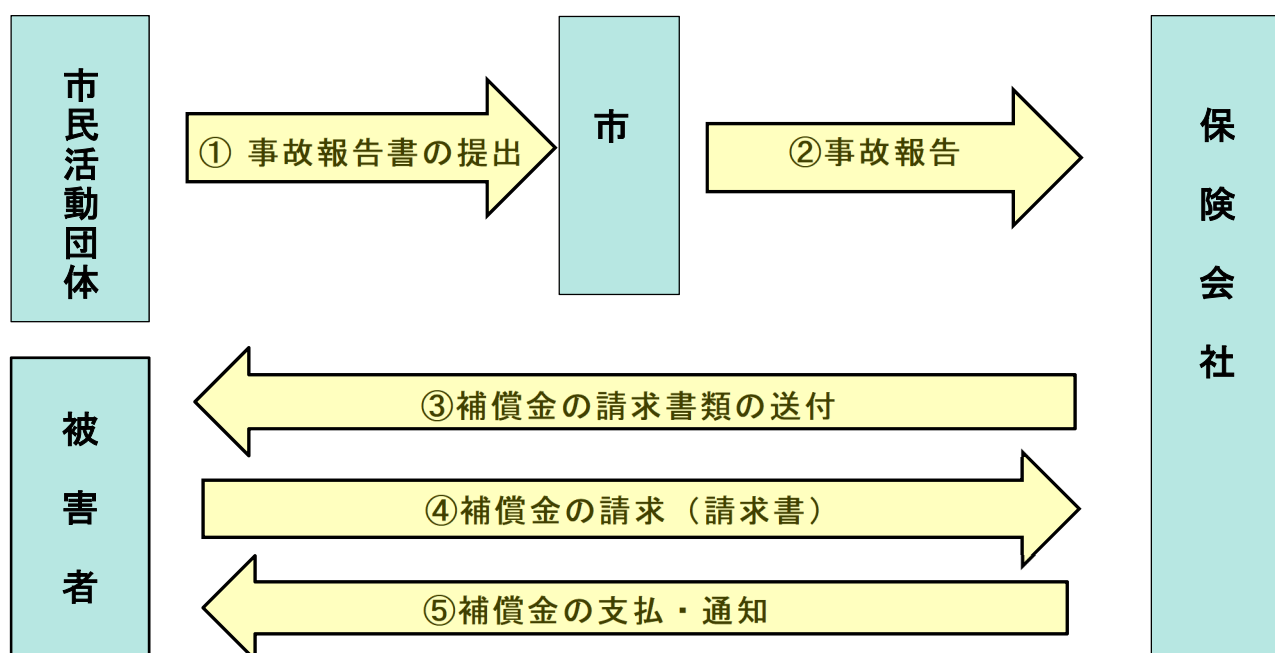
・ 傷害補償

市民活動中に偶然による事故により負傷等した場合

補償の種類	支給事由	支払限度額（免責金額 0 円）
死 亡 補 償 金	180日以内に死亡した場合	400万円
後遺障害補償金	180日以内に後遺障害を生じた場合	程度に応じて 12万円～400万円
入 院 補 償 金	180日以内の間に入院による治療を受けた場合	1日につき3,000円
手 術 補 償 金	入院中に手術を受けたとき	手術の種類に応じて 3 万円～12万円
通院補償金	通院による医師による治療を受けたとき （180日間で90日が限度）	1日につき2,000円

事故が起きたら

- ① 市民活動団体は、市へ事故報告書を提出してください。事故報告書の様式は 9・10ページにあります。事故報告書には、団体規約・事業計画書・実施要項等を添付していただきます。
- ② 市は、市民活動総合補償制度の適用であるかを判定した後、保険会社へ連絡します。
- ③ 保険会社は、市民活動総合補償制度の適用であるかを判定した後、補償金請求書類を送付します。
- ④ 被害者は、保険会社へ補償金の請求をしていただきます。
- ⑤ 保険会社は被害者へ補償金を支払い、補償金支払通知書を送付します。



令和4年度の事故報告数：1件

	地域社会活動	地域福祉社会奉仕活動	保健衛生活動	環境保全活動	教育文化スポーツ活動	国際交流活動	その他
傷 害 事 故	—	1 件	—	—	—	—	—
賠償責任補償	—	—	—	—	—	—	—

令和5年度の事故報告数：11件

	地域社会活動	地域福祉社会奉仕活動	保健衛生活動	環境保全活動	教育文化スポーツ活動	国際交流活動	その他
傷 害 事 故	—	1 件	—	—	10 件	—	—
賠償責任補償	—	—	—	—	—	—	—

令和6年度の事故報告数：13件

	地域社会活動	地域福祉社会奉仕活動	保健衛生活動	環境保全活動	教育文化スポーツ活動	国際交流活動	その他
傷 害 事 故	1 件	—	—	—	12 件	—	—
賠償責任補償	—	—	—	—	—	—	—

事故報告の例

- ・交通安全立哨活動へ向かう途中に転倒し頭を打った。
→入院・手術・通院補償
- ・地区民運動会で足首を捻り、アキレス腱を一部断裂した。→通院補償
- ・地域内除草作業中、スズメバチに刺された。→通院補償
- ・地域内で除雪活動中、転倒し腕に裂傷を負った。→通院補償
- ・文化祭の後片付け中、会場施設の備品を破損した。→賠償
- ・施設内剪定作業中、チェーンソーが接触し負傷した。→通院補償
- ・振興会のグラウンドゴルフ大会で、熱中症になった。→通院補償

よくある質問

1 補償制度全般について	
Q 1	補償制度に係る保険料は、誰が負担するのか。
A 1	保険料は、市が負担します。
Q 2	補償を受けるにあたり、事前の手続きは必要となるか。
A 2	事前の登録などの手続きは必要ありません。
Q 3	補償を受けるための要件は、どのようなものがあるか。
A 3	補償の対象要件には、活動要件と組織要件があります。詳しくは、市地域づくり推進課地域支援係までお問い合わせください。
Q 4	これまで振興会等が保険料を負担して加入していた損害保険には、今後は加入する必要はないか。
A 4	本補償制度は、すべての活動を補償するものではありません。この制度の補償内容をご確認いただき、実際の活動に即した補償を受けられるか判断し、不足部分については各団体で保険加入していただく必要があります。
Q 5	法人格を有する団体によるボランティア活動は補償対象となるか。
A 5	法人については、補償対象となりません。ただし、町内会等地縁団体は補償対象となります。
Q 6	市民活動団体が請け負った委託業務は補償対象となるか。
A 6	委託業務については、補償対象となりません。
Q 7	町内会や行政区単位で道路のゴミ拾いや草取りをした際に、市の奨励金をもらった場合は補償対象となるか。
A 7	個人に対する報酬としてではなく、団体に対して支払われた奨励金は活動の運営費等に充てられると考えられるため、公益的な活動として補償対象となります。

2 賠償補償について	
Q 8	防犯パトロール中の自動車事故は、補償対象となるか。
A 8	保険適用となる活動であっても、自動車事故については賠償補償の対象となりません。パトロール中にケガをした場合等傷害補償については対象となります。
Q 9	市民活動中に財布を盗まれた。補償制度は適用されるか。
A 9	盗難については、補償対象となりません。
Q 10	市民活動中に誤って自分の子どもにケガをさせたしまったが、賠償補償の対象となるか。

A10 賠償補償は、あくまで第三者への賠償が対象です。同居の親族に対する賠償は、補償対象となりません。また個人責任の賠償も補償外です。

3 傷害補償について

Q11 市外での活動が含まれる市民活動への参加者がケガをした場合、補償対象となるか。

A11 活動要件及び組織要件に合致していれば、活動場所が市外であっても補償対象となります。

Q12 地域の自治会や町内会が管理している集会所での活動中の事故も補償対象となるか。

A12 活動要件及び組織要件に合致していれば、補償対象となります。ただし、施設の管理不備に起因する事故は、補償対象となりません。

Q13 地区センターで定例的に行っている同好会やサークル活動中の事故は、補償対象となるか。

A13 具体的な活動内容により判断することになりますが、一般的に趣味の範囲で行う活動は、補償対象となりません。

Q14 市民活動を行うための会議や打ち合わせなどの準備作業における事故は、補償対象となるか。

A14 活動を行うために必要な準備であることが確認できる場合は、補償対象となります。

Q15 活動場所へ向かう途中の事故は、補償対象となるか。

A15 住居と活動場所との通常の経路による往復途上での事故であれば、傷害補償の対象となります。ただし、この場合の「通常の経路」とは、住居と活動場所との間の最短経路を基本とし、途中で私的な目的で寄り道したり、経路を逸脱したときは通常の経路とみなしませんので、注意が必要です。また、自動車による事故については、傷害補償は対象となります。賠償部分は対象外です。

Q16 市民活動中にケガを負ったが、病院には行かずに自宅療養した場合、補償を受けることができるか。

A16 傷害補償は、医師の診察、治療を受けた場合に対象となるものであり、医療機関で治療を受けなかった場合は、補償対象となりません。

Q17 傷害補償を受ける場合、医師の診断書を必ず提出しなければならないか。

A17 入院、手術による治療については、医師の診断書が必要となります。通院治療に関しては、治療に要した費用にもよりますが、領収書及び診察券の写しをもって確認するケースもあります。

Q18 地区振興会が主催する活動中に当該振興会の職員（事務長、地域活動員

など）がケガを負った場合は、補償対象となるか。
A18 地区振興会の職員（事務長、地域活動員など）が業務で従事しているのであれば、労災が適用になりますので、本制度による補償対象とはなりません。一般の参加者（職務と関係なく参加している）という位置付けであれば、補償対象となります。
Q19 子ども会対抗球技大会に出場する孫の応援に来ていた祖母が階段を踏み外してケガをした場合補償対象となるか
A19 応援・見学のみの場合は補償対象外です。

4 その他
Q20 実際に事故が発生した場合、事故報告などの手続に期限などがあるか。
A20 入院、通院に係る補償は、補償金の支払限度日数が、事故が発生した日から起算して計算されますので、事故が発生した場合は、できるだけ早く（遅くとも 30 日以内を目途とします。）報告する必要があります。合理的な理由なく事故報告が遅れた場合は、補償金を支払うことができない場合もありますので、注意が必要です。
Q21 補償金請求までの一連の手続は、具体的にどのように行うのか。
A21 補償金請求までの一般的な手続の流れは、以下のとおりです。 ① 補償対象となる市民活動団体等が市地域づくり推進課地域支援係に事故報告書を提出します。 ② 市地域づくり推進課地域支援係は、要綱等により報告のあった事故が補償対象となるかどうかの確認を行い、補償制度が適用できると認めたときは保険会社にその旨を通知します。 ③ 通知を受けた保険会社は、約款等によりあらためて補償対象となる事故かどうかを審査し、補償対象となると判断したときは補償金を請求しようとする方に補償金請求書類一式を送付します。 ④ 補償金請求者は、受け取った請求書類に必要事項を記入し、必要な書類を添えて保険会社に請求します。 ⑤ 請求を受けた保険会社は、請求書類に不備がないことを確認し、指定の口座に補償金を入金します。
Q22 賠償責任事故の場合において、相手方との示談交渉等が必要な場合、市や保険会社にその交渉を行ってもらえるか。
A22 市も保険会社も示談交渉等の代行を行うことはできません。また、賠償責任補償に関しては、事前に保険会社の承認を得ない内容で、当事者間で示談をした場合、補償金が支払われない場合があります。被害者との交渉内容については、必ず保険会社に確認をしながら進めるようにしてください。

事故を起こさないよう 注意しましょう

市民活動中の事故は未然に防ぐことができます。
事前に計画を立て、準備は念入りに行いましょう。
次の点に注意して楽しく充実した市民活動を行いましょう。

- スケジュールや内容に無理のない計画を立てましょう。
- 場所や用具などに危険が潜んでいないか確認し、下見や点検をするなど危険を回避しましょう。
- 参加者の健康状態など事前に把握し、参加者が安心して楽しめるように配慮しましょう。
- 引率者や指導者などスタッフの人数に不足はありませんか。注意や指導が全体に行き渡るようにスタッフの人材や人数にも十分配慮しましょう。

問い合わせ先

奥州市協働まちづくり部 地域づくり推進課 地域支援係
〒023-1192 奥州市江刺大通り1番8号
Tel 0197(35)2111(内線 2186) ダイヤルイン0197(34)1619
Fax 0197(35)7466
E-mail chiikishien@city.oshu.iwate.jp

様式第 1 号（第 8 条関係）

事 故 報 告 書

年 月 日

奥州市長 宛

団体名 _____

代表者名 _____ 印

住所 _____

連絡先 _____ () _____

奥州市市民活動総合補償制度実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり事故報告
します。

事故の種類		☐ 賠償事故 ☐ 傷害事故			
事故発生日時		年 月 日 午前・午後 時 分			
行事名				参加者数	人
事故発生場所		所在地			
		施設名			
傷害事故	受 傷 者	ふりがな 氏 名	生年月日		年 月 日
			未成年者の場合のみ 保護者氏名 ()		性別
		住所	連絡先 ()		
	身体傷害 の状況	傷害の程度	死亡 後遺障害 入院 (日見込) 通院 (日見込)		
		傷害箇所			
		傷害の症状			
		医療機 関	名称		
	所在地		連絡先 ()		

賠償	被害者	ふりがな		生年月日	年 月 日		
		氏名		性別	男・女		
		住所		連絡先 ()			
	財物損壊 の状況	所有者	ふりがな	生年月日	年 月 日		
			氏名	未成年者の場合のみ 保護者氏名 ()	性別	男・女	
		住所	連絡先 ()				
		損壊財物名		損害額	円		
	加害者	ふりがな		生年月日	年 月 日		
		氏名		未成年者の場合のみ 保護者氏名 ()	性別	男・女	
		住所		連絡先 ()			
傷害事故・賠償事故共通	事故原因・詳細状況						
		(事故現場見取図)					
	特記事項						
		届出警察署 受理番号					

添付書類

- (1) 事故報告に係る行事等主催団体の規約
- (2) 事故報告に係る行事等に関する事業計画書、実施要項等
- (3) その他市長が必要と認める書類

事故報告書

令和○年○月○日

奥州市長 宛

団体名 ○○地区振興会

代表者名 会長 奥州 市雄

印

住所 奥州市●●○○11

連絡先 0197 (66) 6666

奥州市市民活動総合補償制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり事故報告します。

事故の種類	☐ 賠償事故 ☒ 傷害事故					
事故発生日時	令和○年○月○日 午前11時00分					
行事名	第21回○○地区芸能まつり			参加者数	150 人	
事故発生場所	所在地	奥州市●●○○11				
	施設名	○○地区センター				
傷害事故	受傷者	ふりがな	まえ さわ みず え 前 沢 水 江	生年月日	平成21年7月8日	
		氏名	未成年者の場合のみ 保護者氏名 (前沢 胆郎)	性別	男 女	
	身体傷害 の状況	住所	奥州市●●○○22 連絡先 090(1234)5678 母衣子の携帯			
		傷害の程度	死亡 後遺障害 入院 (日見込) 通院 (30 日見込)			
		傷害箇所	右足首			
		傷害の症状	捻挫			
		医療機関	名称	○○整形外科医院		
			所在地	奥州市●●○○33 連絡先 0197 (22) 5555		
賠償	被害者	ふりがな		生年月日	年 月 日	

		氏名			性別	男・女	
		住所		連絡先 ()			
	財物損壊 の状況	所有者	ふりがな 氏名	未成年者の場合のみ 保護者氏名 ()	生年月日	年 月 日	性別 男・女
			住所	連絡先 ()			
		損壊財物名		損害額	円		
		加害者	ふりがな 氏名	未成年者の場合のみ 保護者氏名 ()	生年月日	年 月 日	性別 男・女
	住所			連絡先 ()			
	傷害 事故 ・ 賠償 事故 共通		事故原因・ 詳細状況	子ども神楽出演後、体育館から控室である第一会議室に移動中、廊下の 段差で転倒した。転倒直後は特に痛みはなかったが、当日夜に右足首の 痛みを訴えたため、翌日医療機関を受診し、右足首捻挫と診断された。			
		(事故現場見取図)					
		※必要に応じ記載してください。(記載しなくても構いません。)					
特記事項							
	届出警察署 受理番号						

添付書類

- (1) 事故報告に係る行事等主催団体の規約
- (2) 事故報告に係る行事等に関する事業計画書、実施要項等
- (3) その他市長が必要と認める書類